

公募型プロポーザルに関する公告

プロポーザルの公募について、次のとおり公告する。

プロポーザルを提出しようとする者は、下記募集要領の記載事項を熟知のうえ提出すること。

令和8年3月3日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 業務内容等

(1) 事業名

令和8年度茨城県企業向け採用力強化支援事業

(2) 業務内容

ア 採用戦略立案支援の実施

イ 採用力向上オンライン講座の実施

ウ 事業を実施する上で必要となる付帯業務

詳細は、別添「令和8年度茨城県企業向け採用力強化支援事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託事業の実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 資格要件

茨城県内に営業拠点を有する法人その他の団体であって、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 本業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者でないこと。

3 審査基準

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局に設置した審査会において審査する。

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) プロポーザルの評価項目等

ア 企画力

- ・事業目的と提案内容の整合性について
- ・採用戦略立案支援の実施内容について
- ・採用力向上オンライン講座の実施内容について
- ・企業等への広報について
- ・参加企業への個別フォローアップの実施方法について

イ 事業実施能力

- ・実施体制及び事業実施のスケジュールについて
- ・同種、類似業務の実績について

ウ 経費妥当性

- ・経費積算の妥当性について
- ・費用対効果について

4 手続等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県産業戦略部労働政策課（担当：佐藤）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3645 FAX 029-301-3649

(2) 募集要領の交付

ア 交付期間

公告から令和 8 年 3 月 23 日（月）（土日祝日を除く）までの

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

イ 交付場所

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県産業戦略部労働政策課内

茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロードすることもできます。

URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 5 時必着

イ 提出先 上記(1)の担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送（郵便書留）に限る。

5 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出した企画提案書については、茨城県産業戦略部労働政策課の審査会においてプレゼンテーションを行う。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
なお、提出された企画提案書は、返却しない。また、複数の企画提案書の提出は不可とする。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 当該事業に係る令和8年度当初予算案が否決された場合、または、令和8年度地域活性化雇用創造プロジェクト補助金の交付決定がなされなかった場合は、当該事業に係る一切の決定、権利及び義務はその効力を失う。なお、国において補助金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結する。
- (7) その他詳細は、令和8年度茨城県企業向け採用力強化支援事業に係る企画競争募集要領及び令和8年度茨城県企業向け採用力強化支援事業業務委託仕様書による。